

議案第93号

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を改正することについて

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市スポーツ公園条例の一部を改正する条例
瀬戸内市スポーツ公園条例（平成16年瀬戸内市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第12条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第12条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において管理上必要があると認めたとき。

第12条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定を適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

別表第2中「

テニスコート	1面	1時間当たり	100	200	400
	照明	1時間当たり	400		

」を「

テニスコート	1面(人工芝コート)	1時間当たり	200	400	800
	1面(クレ一コート)	1時間当たり	100	200	400
	照明	1時間当たり	400		

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市スポーツ公園条例(平成16年瀬戸内市条例第86号)新旧対照表

現行						改正後					
(利用許可の取消し等) 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>災害その他不可抗力によりスポーツ公園の運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。</u>						(利用許可の取消し等) 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> (6) <u>災害その他不可抗力によりスポーツ公園の運営上、緊急やむを得ない事情が発生したとき。</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会において管理上必要があると認めたととき。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の規定を適用したことにより利用者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。</u>					
別表第2(第13条関係) 長船スポーツ公園使用料						別表第2(第13条関係) 長船スポーツ公園使用料					
(単位 円)						(単位 円)					
施設名	単位		市内在住者又は市内 在勤(学)者		その他の者 一般(高校生 以下を含む。)	施設名	単位		市内在住者又は市内 在勤(学)者		その他の者 一般(高校生 以下を含む。)
			高校生以 下	一般					高校生以 下	一般	
多目的広場	全面	1時間当たり	200	400	1,000	多目的広場	全面	1時間当たり	200	400	1,000
	照明	1時間当たり	4,000				照明	1時間当たり	4,000		

テニスコート		1面	1時間当たり	100	200	400
		照明	1時間当たり	400		
体育館	アリーナ	1/2面	1時間当たり	200	400	1,200
		全面	1時間当たり	400	800	2,400
	トレーニングルーム	1回当たり		100	200	
屋外スペース (商業利用)		1平方メートル	1日当たり	20		
備考	<p>1 1時間に満たない時間は、1時間とする。</p> <p>2 利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。</p> <p>3 営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。</p>					

テニスコート		1面(人工芝コート)	1時間当たり	200	400	800
		1面(クレーコート)	1時間当たり	100	200	400
		照明	1時間当たり	400		
		体育館	アリーナ	1/2面	1時間当たり	200
		全面	1時間当たり	400	800	2,400
	トレーニングルーム	1回当たり		100	200	
屋外スペース (商業利用)		1平方メートル	1日当たり	20		
備考	<p>1 1時間に満たない時間は、1時間とする。</p> <p>2 利用時間は、準備・後始末を含んだ時間とする。</p> <p>3 営利又は宣伝を目的とした場合は、上記使用料に2を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数面積は、1平方メートルとして計算する。</p>					

瀬戸内市教育委員会規則第 号

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則（平成 16 年瀬戸内市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

様式第1号-2及び様式第2号-2中

「

テニスコート・面 (1・2・3・4・5)	:	:	
テニスコート照明	:	:	

」を

「

テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)	:	:	
テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)	:	:	
テニスコート照明	:	:	

」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

瀬戸内市スポーツ公園条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第28号)新旧対照表

現行	改正後																																								
<p>様式第1号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="176 448 1095 547"> <tr> <td>テニスコート・面 (1・2・3・4・5)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>様式第2号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="176 836 1095 935"> <tr> <td>テニスコート・面 (1・2・3・4・5)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	テニスコート・面 (1・2・3・4・5)	:	:		テニスコート照明	:	:		テニスコート・面 (1・2・3・4・5)	:	:		テニスコート照明	:	:		<p>様式第1号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1140 448 2054 595"> <tr> <td>テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>様式第2号—2(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1140 836 2054 983"> <tr> <td>テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート照明</td> <td>:</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)	:	:		テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)	:	:		テニスコート照明	:	:		テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)	:	:		テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)	:	:		テニスコート照明	:	:	
テニスコート・面 (1・2・3・4・5)	:	:																																							
テニスコート照明	:	:																																							
テニスコート・面 (1・2・3・4・5)	:	:																																							
テニスコート照明	:	:																																							
テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)	:	:																																							
テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)	:	:																																							
テニスコート照明	:	:																																							
テニスコート・面 (1・2・3) (人工芝コート)	:	:																																							
テニスコート・面 (4・5) (クレーコート)	:	:																																							
テニスコート照明	:	:																																							